

面会に関する規定

本規定は、厚生労働省の改定方針に基づき、患者と家族の面会権を尊重し、院内感染対策を徹底する目的で策定する。

第1条. 基本方針

当院は、患者の心身の安定と家族の絆を支援するため、原則として面会を制限しません。ただし、院内感染リスクが高いと判断される場合は、感染対策の範囲内で面会を制限・調整する場合があります。

第2条. 面会可能時間・人数

- ・ 時間: 平日 14:00～18:00 土日祭日 14:00～17:00 (時間厳守)
- ・ 人数: 原則 1日1回、1回あたり2名まで、30分以内まで。
有料個室をご利用されている方: 上記時間内の制限なし
- ・ 対象: 原則として患者(利用者) 家族、身元保証人等。*小学生以上

第3条. 面会時の感染対策(必須事項)

面会者は以下の項目を遵守してください。

- ・ 体調確認: 発熱(37.0℃以上)、咳、下痢、嘔吐、のどの痛み、倦怠感がある場合は面会をご遠慮ください。
- ・ 手指衛生: 病院入口および病室前で必ず手指消毒を行ってください。
- ・ マスク着用: 病院内では常に不織布マスクを正しく着用してください。
- ・ 飲食: 病室内での飲食は禁止です。
- ・ 滞在: 不要な長居や、他患者への接触は控えてください。

第4条. 面会制限の特例(正当な理由)

以下の場合、面会を制限、一時中止、またはリモート面会へ変更させていただく場合があります。

- ・ 国や自治体からの緊急事態宣言や感染拡大警報。
- ・ 当院病棟(施設)での感染症(新型コロナ・インフルエンザ等)が確認された場合
- ・ 患者(入所者)の体調が急変した場合。

第5条. 相談窓口

面会に関する疑問や個別の事情がある場合は、各病棟ナースステーション及びサービスステーションまたは「1階事務所」までご連絡ください。

制定日令和8年5月11日

北九州若杉病院 院長

北九州若杉病院 介護医療院 管理者